



三重県公報

令和7年8月8日 (金)

第 641 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
55	三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾・海岸課)	2
告 示			
515	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	2
516	同件	(同)	2
517	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	3
518	同件	(同)	4
519	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更	(中小企業・サービス産業振興課)	5
520	同件	(同)	6
521	同件	(同)	7
522	同件	(同)	9
523	同件	(同)	13
524	同件	(同)	14
525	同件	(同)	15
526	同件	(同)	16
527	同件	(同)	17
528	同件	(同)	18
529	同件	(同)	19
530	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	21
531	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	21
公 安 委 告 示			
25	指定講習機関からの変更の届出	(公安委員会)	21
26	認定教育実施者からの変更の届出	(同)	22
27	認定検査実施者からの変更の届出	(同)	22
公 告			
	三重県情報公開条例の規定による令和6年度における実施状況の公表	(文書・情報公開課)	22
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	23
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	24
正 誤			
	令和7年3月11日付け三重県公報第598号	(治山林道課)	24
	令和7年3月21日付け三重県公報第601号	(都市政策課)	24

規 則

三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年八月八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十五号

三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十八年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六号様式中「第5条」を「第5条第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第四十四号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県港湾施設管理条例施行規則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の三重県港湾施設管理条例施行規則の規定により交付された身分証明書とみなす。

告 示

三重県告示第515号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和7年8月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
令和7年7月31日 第86号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社田中ファーム	代表取締役 田中 克昌	三重県津市一志町小山917番地

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米）
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
田中 克昌	もみ・玄米	K242024682

三重県告示第516号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和7年8月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
令和7年7月31日 第87号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社こめ中	代表取締役 中林 等	三重県鈴鹿市国府町 2200 番地の 131

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中林 等	玄米	K242004683
中林 清美	玄米	K242005684

三重県告示第 517 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

山村 與

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字小瀧 2166、2179

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

鈴木 理香、鈴木 美香、鈴木 美穂子、鈴木 泰子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町上多気字奥新田 1923

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 518 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を大紀町役場及び南伊勢町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

東 幸生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大紀町阿曾字奥長者谷 24、25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

小山 志やう、小山 徳松、小山 迪夫、小山 重太郎、小山 平三郎、職谷 善松、竹詰 興三次郎、小山 戈太郎、小山 善蔵、松場 平次、山本 源次郎、中垣内 弥吉、丸山 小三郎、小山 英夫、島崎 忠次郎、平谷 眸、村田 豊蔵、松平 文男、宮田 至、松平 金次、山本 米太郎、中垣内 繁、近藤 文夫、富山 治郎、鈴木 勇、富山 文吉、中垣内 菊夫、平谷 實、守田 文明、小山 長生、小山 幸右衛門、松平 正月、小山 興八、守田 惣左衛門、梅谷 正、加藤 茂、守田 二郎、吉田 利雄、岡田 茂、小山 克己、小山 忠勇、小山 幸也、九條 圓次、北村 圓治、平谷 旭、梅谷 利男、小山 莊太郎、吉田 喜蔵、守田 貞次、加藤 孝、守田 勇、梅谷 武、小山 等、守田 幹、小山 朝光、梅谷 繁男、小山 道夫、藤方 晨也、小山 玉吉、中村 延孝、守田 武雄、加藤 隆、富山 善正、小山 生市、中垣内 義助、小山 薫、山本 強、山本 満、兒玉 幸一郎、小山 弘明、小山 元雄、守田 一仁、松平 みち子、池田 福枝、山本 鐵五郎、小山 武司、北村 賢次、小山 巖、富山 明夫、山本 三木夫、山本 久治、西川 正一、小山 賢二、加藤 寛、吉田 正好、北出 喜久二、小山 文次郎、吉田 遼二、平谷 繁、山本 よしゑ、岡田 光男、浅井 とら、山羽 幸一郎、池田 實雄、平谷 勝義、島崎 利己、福原 広、平谷 照生、加藤 良孝、小山 保美、島崎 勉、西川 明正、守田 加壽子、吉田 通雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡南伊勢町村山字木丸 458 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字木丸 458 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 519 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津河芸
津市河芸町中別保字丸垣内 100 番

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	窪田 博

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	小林 健太郎
株式会社ニトリ	北海道札幌市新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原 久巳
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久
メガベトロ株式会社	千葉県千葉市美浜区高洲一丁目5番地1	藤原 茂昭

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	三浦 弘
株式会社ニトリ	北海道札幌市新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一

株式会社マスタ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1-38-1	貞方 宏司
メガペトロ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	名倉 稔博

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和7年4月1日
 - 2(2) 令和7年3月1日
- 4 変更理由
 - 2(1) 設置者の代表者変更のため
 - 2(2) 小売業者の入退店及び代表者・住所変更のため
- 5 届出の日
 - 令和7年7月4日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和7年8月8日から同年12月8日まで
 - 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 520 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イオン久居店
 - 津市久居明神町風早 2666 番地 ほか 56 筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町 6-7	森田 将昭
有限会社マエダ園芸	松阪市嬉野新屋庄町 880 番地	前田 則生
有限会社好古堂	津市久居稲葉町 460-2	小久保 幸道

中村 忠	伊勢市岡本三丁目 13-25	—
有限会社香洋	津市久居射場町 137 番地	野島 崇司
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒田町 296 番地 5	渥美 健治
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル	宇澤 信夫
株式会社美しま	津市一志町高野 160-133	鮎田 基成
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2-38	河合 映治
株式会社イチタ	松阪市船江町 1392-3	松浦 雅敏

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
有限会社マエダ園芸	松阪市嬉野新屋庄町 880 番地	前田 則生
有限会社好古堂	津市久居稲葉町 460-2	小久保 幸道
中村 忠	伊勢市岡本三丁目 13-25	—
有限会社香洋	津市久居射場町 137 番地	野島 崇司
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒田町 296 番地 5	渥美 健治
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2-38	河合 映治
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 7 番 13 号	原本 一正

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

- 2(1) 設置者の代表者変更のため
- 2(2) 小売業者の入退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 7 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 521 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢ショッピングセンター
伊勢市楠部町乙 160-2

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50	高山 昭一
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市熱田区尾頭町2-14	榎 正雄
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	田沼 千秋
株式会社赤ちゃんセンターアズマ	伊勢市一ノ木1-2-3	東 壽賀子
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社マスタ	松阪市湊町117-1	世古 俊子
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋一丁目11番2号	大野 緑太郎
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松田 裕史
木村 千奈美	伊勢市栗野町444番地1	—
株式会社ペグ	愛知県名古屋市市中村区井深町10番28号	渡辺 道久
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	城戸 一弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50	川端 賢二
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市熱田区尾頭町2-14	榎 正雄
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	田沼 千秋
株式会社赤ちゃんセンターアズマ	伊勢市一ノ木1-2-3	東 壽賀子
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社マスタ	松阪市湊町117-1	世古 俊子
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地四丁目1番1号	平野 信之
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	平川 雅隆
木村 千奈美	伊勢市栗野町444番地1	—
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	城戸 一弥
化粧品のおふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585番地1	岩井 勝己

- 3 変更年月日

令和7年3月1日

- 4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の入退店及び住所・代表者変更のため

- 5 届出の日

令和7年7月16日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年8月8日から同年12月8日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 522 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン桑名ショッピングセンター
桑名市新西方一丁目 22 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	中村 充孝

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	中村 充孝

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
株式会社山栄堂	桑名市中央町 1-75	水谷 有志
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	松本 貴志
株式会社キクチメガネ	愛知県名古屋市中区泉 2 丁目 5 番 5 号	森 信也
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8 番地	赤塚 保正
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 1-1	ジョン キム
有限会社茶茂	桑名市京町 41	伊藤 公一
有限会社青木商店	福島県郡山市八山田 5 丁目 405 番地	青木 信博
株式会社RHコーポレーション	東京都新宿区西新宿 7-22-43	宮本 和典
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社 1 丁目 901 番地	白川 篤典
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号	大森 尚昭
株式会社おゝみ	福島県いわき市小名浜中町境 2 番地の 22	北川 喜一

株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	内山 誠一
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1-48-14	木山 剛史
エステールホールディングズ株式会社	東京都渋谷区神宮前 4-26-21	丸山 雅史
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番地 3 号	堂前 宣夫
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1	國京 紘宇
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6-9	日ノ本 欽也
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町 2-1-11	泉 憲利
株式会社キタムラ	高知県高知市本町 4-1-16	武田 宣
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区泉 2 丁目 21-25	猪飼 千壽子
R E X T 株式会社	東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号	塩田 徹
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	岩崎 亮太
株式会社 N o i r	兵庫県宝塚市中山桜台 2-21-1	指谷 徹
株式会社アニメイト	東京都豊島区東池袋 3 丁目 2 番 1 号	藤樹 潤
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	内山 誠一
株式会社エル・ウイッシュ	桑名市長島町大倉 1-28	佐藤 貞朗
株式会社エンドレス	東京都台東区柳橋 1-20-1 エンドレスビル	蕭 易風
株式会社オールハーツカンパニー	愛知県名古屋市中区栄 2-4-18 岡谷鋼機ビルディング 1F	四方田 豊
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社クローバー	愛知県名古屋市中区清水 1 丁目 704 番	伊藤 公一
株式会社シ・シュ・ノン	愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘元町 16-11	鈴木 周二
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1 丁目 23 番 5 号	木下 尚久
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717-1	柚木 治
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社総本家貝新	桑名市小貝須 1555	水谷 新左衛門
株式会社 DAY T O L I F E	大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13 番 20 号	杉内 健吉
株式会社店舗プロ	大阪府大阪市北区西天満 5-14-7 和光ビル 400	中谷 優加子
株式会社テット・オム	東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 1F	江尻 博之
株式会社バーゼル	桑名市星見ヶ丘 5-801	木村 幸子
株式会社ブティックビギ	静岡県浜松市中区板屋町 101-15	石井 一
株式会社ブルーメイト販売	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1-14-1	青木 隆幸
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 11 番 5 号 アースホーム錦ビル 2 階	松田 敏彦
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野 7 丁目 14 番 5 号	金山 元一
株式会社三交シーエルトゥー	愛知県名古屋市中区錦 3 丁目 5 番 27 号 錦中央ビル 8F	武藤 隆行
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー9F	平川 雅隆

上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	金谷 隆平
株式会社英進	愛知県名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内802号	長谷川 和義
株式会社オー・アール・エフ	愛知県春日井市天神町1-2 ライオンズマンションガーデン勝川807号室	古田 芳文
株式会社マーブルスティック	愛知県春日井市天神町1-2 ライオンズマンションガーデン勝川807号室	松尾 知勇
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	井田 祥一
ブックオフコーポレーション株式会社	神奈川県相模原市南区古淵2丁目14番20号	堀内 康隆
ドリームカプセル株式会社	愛知県名古屋市中区徳重三丁目101	都築 祐介
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市芋島3-6-20	三輪 哲久
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二
株式会社山文	愛知県名古屋市中区熱田区伝馬3-2-18	奥村 幸由
HAMERS LAB株式会社	愛知県名古屋市中区緑区鹿山3-165	石濱 智考
MA PASSION NORMANDIE JAPON株式会社	鈴鹿市中江島町19-38 ラヴィータ白子2D	ドゥーセ タチアナ
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合1050-2	正木 宏和
株式会社MongTeng	千葉県千葉市美浜区打瀬2-8 パティオス14番街222号	高品 謙一
株式会社VHリテールサービス	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11 NEWS日本橋堀留町6階	松本 大輔
株式会社ハビネット・ベンディングサービス	東京都台東区駒形2-4-5 駒形CAビル	土屋 猛
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2-8	阿部 和則

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
株式会社ライトオン	東京都台東区元浅草2丁目6-6	大峯 伊索
株式会社山栄堂	三重県桑名市中央町1-75	水谷 有志
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水67番地3	川澄 幸司
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	松本 貴志
株式会社ククチメガネ	愛知県名古屋市中区泉2丁目5番5号	森 信也
株式会社柿安本店	三重県桑名市吉之丸8番地	赤塚 保正
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目1-1	ジョン キム
有限会社茶茂	三重県桑名市市町41	伊藤 公一
青木フルーツ株式会社	福島県郡山市八山田5丁目405番地	青木 信博
株式会社RHコーポレーション	東京都新宿区西新宿7-22-43	宮本 和典
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社1丁目901番地	白川 篤典
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	大森 尚昭
株式会社おゝみ	福島県いわき市小名浜中町境2番地の22	北川 喜一
株式会社アルカスイインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	内山 誠一

株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1-48-14	木山 剛史
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	丸山 雅史
株式会社良品計画	東京都文京区後楽 2 丁目 5-1	清水 智
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1	國京 紘宇
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 英介
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6-9	日ノ本 欽也
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町 2-1-11	泉 憲利
株式会社キタムラ	高知県高知市本町 4-1-16	福本 和宏
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区泉 2 丁目 21-25	猪飼 千壽子
R E X T株式会社	東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号	塩田 徹
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	岩崎 亮太
株式会社N o i r	兵庫県宝塚市中山桜台 2-21-1	指谷 徹
株式会社アニメイト	東京都豊島区東池袋 3 丁目 2 番 1 号	藤樹 潤
株式会社エンドレス	東京都台東区柳橋 1-20-1 エンドレスビル	蕭 易風
株式会社オールハーツカンパニー	愛知県名古屋市中区栄 2-4-18 岡谷鋼機ビルディング 1F	四方田 豊
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社クローバー	愛知県名古屋市中区清水 1 丁目 704 番	伊藤 公一
株式会社シ・シュ・ノン	愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘元町 16-11	鈴木 周二
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 14 番 1 号	木下 尚久
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	黒瀬 友和
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社総本家貝新	三重県桑名市小貝須 1555	水谷 新左衛門
株式会社DAY T O L I F E	大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13 番 20 号	杉内 健吉
株式会社店舗プロ	大阪府大阪市北区西天満 5-14-7 和光ビル 400	中谷 優加子
株式会社テット・オム	東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 1 F	江尻 博之
株式会社バーゼル	三重県桑名市星見ヶ丘 5-801	木村 幸子
株式会社ブティックビギ	静岡県浜松市中区板屋町 101-15	石井 一
株式会社ブルーメイト販売	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1-14-1	青木 隆幸
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 11 番 5 号アースホーム錦ビル 2 階	松田 敏彦
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目 14 番 5 号	金山 元一
株式会社三交シーエルトゥー	愛知県名古屋市中区錦 3 丁目 5 番 27 号錦中央ビル 8F	武藤 隆行
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー9F	平川 雅隆
株式会社英進	愛知県名古屋市中区丸の内 1-166 番地	長谷川 和義
株式会社オー・アール・エフ	愛知県名古屋市中区丸の内 3-7-9 チサンマンション丸の内 802 号	古田 芳文
株式会社マーブルスティック	愛知県春日井市天神町 1-2 ライオンズマンション	松尾 知勇

	ンガーデン勝川 807 号室	
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町 60 番地	井田 祥一
ブックオフコーポレーション株式会社	神奈川県相模原市南区古淵 2 丁目 14 番 20 号	堀内 康隆
ドリームカプセル株式会社	愛知県名古屋市長区徳重三丁目 101	都築 祐介
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市芋島 3-6-20	三輪 哲久
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 靖二
株式会社山文	愛知県名古屋市中区熱田区伝馬 3-2-18	奥村 幸由
HAMERS LAB株式会社	愛知県名古屋市長区鹿山 3-165	石濱 智考
MA PASSION NORMANDIE JAPON株式会社	三重県鈴鹿市中江島町 19-38 ラヴィータ白子 2 D	ドゥーセ タチアナ
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2	正木 宏和
株式会社 Mong Teng	千葉県千葉市美浜区打瀬 2-8 パティオス 14 番街 222 号	国井 孝嗣
株式会社 V H リテールサービス	東京都中央区日本橋堀留町 1-9-11 NEWS 日本橋堀留町 6 階	松本 大輔
株式会社ハビネット・ベンディングサービス	東京都台東区駒形 2-4-5 駒形 CA ビル	土屋 猛
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2-8	阿部 和則

3 変更年月日

2(1) 令和 7 年 3 月 1 日

2(2) 令和 7 年 4 月 1 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の退店及び名称・住所・代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 7 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 523 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら鈴鹿白子

鈴鹿市白子駅前 3 番 1 号

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一弥
株式会社ブラス	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号	河合 達明

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一弥
株式会社ブラス	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号	河合 達明

3 変更年月日

令和7年3月1日

4 変更理由

- 2(1) 設置者の代表者変更のため
2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和7年7月16日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年8月8日から同年12月8日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年8月8日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン名張店

名張市瀬古口226

2 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

- (変更前) ジョーシンアウトレット名張店
 名張市瀬古口字丁ノ坪 222 番地 ほか
 (変更後) ジョーシン名張店
 名張市瀬古口 226

- 3 変更年月日
 平成 25 年 5 月 24 日
- 4 変更理由
 店舗名称及び所在地確定のため
- 5 届出の日
 令和 7 年 6 月 5 日
- 6 届出等の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 525 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン尾鷲店
 尾鷲市倉ノ谷町 2 番 17 号

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
その他 1 者は省略	—	—

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之

- 3 変更年月日

令和7年3月1日

4 変更理由

- 2(1) 設置者の代表者変更のため
- 2(2) 小売業の退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和7年7月16日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年8月8日から同年12月8日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年8月8日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥羽ショッピングプラザ
鳥羽市大明西町1番1号

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	井出 武美
高山 智樹	鳥羽市鳥羽3丁目21-36	—
若葉食品有限会社	伊勢市大湊町264-42	前山 ちづる
合資会社丸佐商店	鳥羽市鳥羽4丁目16-2	角 信人
有限会社村田薬局	鳥羽市大明西町1-1	塩月 清和
本田 幸弘	鳥羽市池上町2-14	—
中島 健	鳥羽市鳥羽3丁目17-33	—
有限会社勝原産業	伊勢市通町448-1	勝原 誠一
有限会社ヤマナカ	伊勢市宇治浦田1丁目24番5号	山中 雅博
宮崎 太資	鳥羽市幸丘2-31 たまき苑218号	—

山下 元康	伊勢市楠部町 3157-1	—
有限会社宇田ミート	志摩市阿児町神明 1007-23	宇田 陽一
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区尾頭町 2 番 14 号	浅井 修一
株式会社ワッツ西日本販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 70 号	山野 博幸
株式会社フェイスプロジェクト	志摩市阿児町鶴方 2555 番地 1	山本 真吾
株式会社三重スポーツコミュニケーションズ	鳥羽市大明西町 1-1	中村 和久

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	古澤 康之
高山 智樹	鳥羽市鳥羽 3 丁目 21-36	—
若葉食品有限会社	伊勢市大湊町 264-42	前山 ちづる
合資会社丸佐商店	鳥羽市鳥羽 4 丁目 16-2	角 信人
有限会社村田薬局	鳥羽市大明西町 1-1	塩月 清和
本田 幸弘	鳥羽市池上町 2-14	—
中島 健	鳥羽市鳥羽 3 丁目 17-33	—
有限会社勝原産業	伊勢市通町 448-1	勝原 誠一
有限会社ヤマナカ	伊勢市宇治浦田 1 丁目 24 番 5 号	山中 雅博
山下 元康	伊勢市楠部町 3157-1	—
有限会社宇田ミート	志摩市阿児町神明 1007-23	宇田 陽一
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区尾頭町 2 番 14 号	浅井 修一
株式会社ワッツ西日本販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 70 号	山野 博幸

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表変更のため

2(2) 小売業の退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 7 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 527 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラザ大安

いなべ市大安町高柳 1945 番地 ほか 24 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
株式会社総本家貝新新七商店	桑名市大字江場字貝戸 538 番 1	伊藤 新滋
松崎 正幸	桑名市大字東方 2248 番地 75	—
株式会社靴のホッタ	愛知県清須市清洲 1710 番地	堀田 弘
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	浜田 宏幸
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
株式会社総本家貝新新七商店	桑名市大字江場字貝戸 538 番 1	伊藤 新滋
株式会社靴のホッタ	愛知県清須市清洲 1710 番地	堀田 弘
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

- 2(1) 設置者の代表者変更のため
2(2) 小売業者の退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 7 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 528 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日

から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年8月8日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

阿児ショッピングセンター

志摩市阿児町鶴方 3215 ほか 24 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区尾頭町2番14号	榎 正雄
有限会社てらお化粧品店	志摩市阿児町鶴方 1447-10	寺尾 健
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社ナガオカ	伊勢市大湊町 306 番地 17	長岡 里枝
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2-21-1	城戸 一弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区尾頭町2番14号	浅井 修一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介
株式会社ナガオカ	伊勢市大湊町 306 番地 17	長岡 里枝
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2-21-1	城戸 一弥
株式会社マスタ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子

3 変更年月日

令和7年3月1日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の入退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和7年7月16日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年8月8日から同年12月8日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第529号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に

より次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年8月8日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン伊賀上野店

伊賀市上野茅町 2519 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区尾頭町2番14号	榎 正雄
岡森 俊二	伊賀市片原町 2779 番地	—
株式会社いづみ	伊賀市中町 3031 番地	伊室 純義
フジバンストアー株式会社	愛知県名古屋市中区瑞穂区松園町1丁目50番地	高山 昭一
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2-21-1	城戸 一弥
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区尾頭町2番14号	浅井 修一
岡森 俊二	伊賀市片原町 2779 番地	—
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2-21-1	城戸 一弥
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規

3 変更年月日

令和7年3月1日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和7年7月16日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年8月8日から同年12月8日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 530 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市朝日線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市黄金町 1 番 4 地先から 四日市市黄金町 3 番 2 地先まで	旧	9.9~15.1	75.7
	新	12.3~15.1	75.7

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市久世戸町字蝮尾 95 番 11 地先から 伊勢市久世戸町字蝮尾 96 番 8 地先まで	旧	7.5~14.0	32.6
	新	9.3~20.7	32.6

三重県告示第 531 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 422 号	多気郡大台町岩井字登り垣外 334 番 1 地先から 多気郡大台町岩井字登り垣外 331 番 1 地先まで	令和 7 年 8 月 9 日
県道 鳥羽松阪線	伊勢市久世戸町字蝮尾 95 番 11 地先から 伊勢市久世戸町字蝮尾 96 番 8 地先まで	令和 7 年 8 月 19 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町大原字境松 407 番 2 地先から 北牟婁郡紀北町大原字西垣内 932 番 1 地先まで	令和 7 年 8 月 12 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町島原字平谷 3760 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字平谷 3761 番 1 地先まで	令和 7 年 8 月 18 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字平谷 3760 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字平谷 3761 番 1 地先まで	令和 7 年 8 月 18 日

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 25 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前

株式会社松阪自動車 松阪市松ヶ島町12番地 堀江啓子	松阪自動車有限会社 松阪市松ヶ島町12番地 堀江啓子
----------------------------------	----------------------------------

三重県公安委員会告示第 26 号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年8月8日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社松阪自動車 松阪市松ヶ島町12番地 堀江啓子	松阪自動車有限会社 松阪市松ヶ島町12番地 堀江啓子

三重県公安委員会告示第 27 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第8条第1項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年8月8日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社松阪自動車 松阪市松ヶ島町12番地 堀江啓子	松阪自動車有限会社 松阪市松ヶ島町12番地 堀江啓子

公 告

三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第30条の規定に基づき、令和6年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和7年8月8日

三重県知事 一見 勝之

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	845	176	1,021
法 人	2,937	721	3,658
計	3,782	897	4,679

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
571	61	2,843	3,475	596	18	590	4,679

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、文書・情報公開課、本庁各担当課及び警察本部総務課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、地方独立

行政法人三重県立総合医療センター及び公立大学法人三重県立看護大学で受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区分	決定の内訳							取下げ等	合計
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	その他非開示	不存在	小計		
件数	4,094	767	4	13	0	172	5,050	107	5,157

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実施機関		件数	実施機関		件数
知事	総務部	93	行政委員会等	議会	3
	政策企画部	9		教育委員会	331
	地域連携・交通部	178		公安委員会	2
	防災対策部	20		警察本部長	134
	医療保健部	164		選挙管理委員会	23
	子ども・福祉部	46		人事委員会	0
	環境生活部	89		監査委員	0
	農林水産部	620		労働委員会	0
	雇用経済部	31		収用委員会	0
	観光部	7		海区漁業調整委員会	0
	県土整備部	3,119		内水面漁場管理委員会	0
	出納局	1		企業庁長	164
	小計	4,377		病院事業庁長	9
				地方独立行政法人三重県立総合医療センター	4
		公立大学法人三重県立看護大学	3		
		小計	673		
		合計			5,050

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 審査請求の状況

令和5年度からの繰越件数	令和6年度の諮問件数	令和6年度審査会処理件数			未処理件数(諮問中)	取下げ
		認容	一部認容	棄却		
6	19	2	1	7	15	0

注 この表は、審査請求のうち、取下げの件数及び三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和7年8月8日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和7年7月23日から同年11月26日まで

3 作業地域

三重郡川越町大字高松

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 8 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 7 月 29 日	三重郡菰野町大字潤田字藪之内 2130-17 ほか 1 筆	四日市市堀木 2 丁目 2-1 伊勢不動産販売株式会社 代表取締役 小柴 圭司
令和 7 年 7 月 29 日	亀山市羽若町字松本 645-9 の一部ほか 11 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金也
令和 7 年 7 月 30 日	三重郡菰野町大字千草字籬 4895-1 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字菰野 1820-7 ターンベ リー101 藤野 法隆 三重郡菰野町大字千草 4880-7 藤野 萌華

正 誤

令和 7 年 3 月 11 日付け三重県公報第 598 号に登載しました、保安林の指定施業要件の変更に係る通知の告示中
ページ 行 誤 正
9 下から 4 西川 明生 西川 明正

令和 7 年 3 月 21 日付け三重県公報第 601 号に登載しました、三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示中
ページ 行
12 下から 6、7 及び 8

		誤		
一般国道1 167号	志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との 交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで (磯部バイパスを経由する区間)	一般国道1 167号	志摩市磯部上之郷地内の県道鳥羽磯部線 との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで	
		正		
一般国道1 167号	志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との 交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで (磯部バイパスを経由する区間)	一般国道1 167号	志摩市磯部町上之郷地内の県道鳥羽磯部 線との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで	
ページ 行				
13	下から 19 及び 20			

		誤		
		市道 稲生 390号	鈴鹿市白子町野瀬地先から県道上野鈴鹿線 との交差点まで	
		正		
		市道 稲生 390号	鈴鹿市白子町字野瀬地先から県道上野鈴鹿 線との交差点まで	

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
